

議案第 4 7 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号 令和 5 年度
魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号））

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙
のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

魚沼市長 内 田 幹 夫

専決第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次
の予算を別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

魚沼市長 内 田 幹 夫

令和 5 年度魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和5年度魚沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度魚沼市の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年3月29日専決

魚沼市長 内 田 幹 夫

第1表

繰越明許費

(単位：千円)			
款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	一般管理事業	600